

トップアスリート育成・支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の閉会後においても、世界で活躍する本市に縁のある選手の強化活動を支援するため交付するトップアスリート育成・支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、公益財団法人大分県スポーツ協会から強化指定を受けている者であって、本市出身のもの（本市の中学校、高等学校又はこれらに準ずる学校を卒業しているものをいう。）、本市に住所を有するもの又は市内に通勤するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、団体及びプロとして活動している者は、この要綱による補助の対象としない。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額等は、別表のとおりとする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、トップアスリート育成・支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、トップアスリート育成・支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（概算による交付）

第6条 市長は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の円滑な遂行を確保するため、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）からの求めにより、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算で交付するものとする。

2 前項の規定により概算による交付を受けようとする者は、トップアスリート育成・支援事業補助金概算交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、トップアスリート育成・支援事業補助金概算交付通知書（様式第6号）に

より、補助事業者へ通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、トップアスリート育成・支援事業変更承認申請書(様式第7号)に当該変更を確認することができる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助事業に要する予算の変更のうち、補助対象経費の20パーセント以内の増減については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該変更について承認したときは、トップアスリート育成・支援事業変更承認通知書(様式第8号)を補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が終了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、トップアスリート育成・支援事業補助金補助事業実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第10号)
- (2) 収支決算書(様式第11号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、トップアスリート育成・支援事業補助金額確定通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、トップアスリート育成・支援事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の保存）

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る書類及び帳簿を補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他市長が補助金の交付が適当でないと認めるとき。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する

附 則

この要綱は、令和3年 1月19日から施行し、令和2年4月1日以後に実施する補助対象事業について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後のトップアスリート育成・支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るトップアスリート育成・支援事業補助金について適用し、同日前の申請に係るトップアスリート育成・支援事業補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際改正前のトップアスリート育成・支援事業補助金交付要綱に規定する様式の内紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後のトップアスリート育成・支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るトップアスリート育成・支援事業補助金について適用し、同日前の申請に係るトップアスリート育成・支援事業補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補助対象事業		補助対象経費	補助金の額	その他
海外大会等遠征費用支援型	海外で開催される大会、合宿等への参加	新型コロナウイルスに関する検査費、大会参加費、登録料、保険料、交通費、宿泊費、用具等輸送費及び通訳に係る経費のうち、個人で負担する部分	補助対象経費の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。	新型コロナウイルスに関する検査費は、1回当たり3万円を限度とする。補助金の交付の対象となる新型コロナウイルスに関する検査は、大会、合宿等の期間並びに当該期間の開始日前1週間以内及び当該期間の終了日後1週間以内に行われたものとする。
強化練習費用支援型	強化練習	強化練習をする際の会場等使用料、用具等の消耗品費並びに強化練習のために招へいした臨時的な指導者、トレーナー（国家資格を有する者に限る。以下同じ。）及び栄養士（国家資格を有する者に限る。以下同じ。）への謝金のうち、個人で負担する部分	補助対象経費の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。	<p>1 会場等使用料は、練習等で使用する会場及び付帯設備の使用に係る経費とする。</p> <p>2 消耗品費は、1つ又は1組の単価が3万円未満（消費税及び地方消費税の額を含む。）のものとする。ただし、練習着、ユニフォーム、飲料水、サプリメント等の購入に要する経費は、補助の対象としない。</p> <p>3 謝金は、強化練習のために招へいした臨時的な指導者にあつては1日当たり3万円、トレーナー及び栄養士にあつては1日当たり1万円を限度とする。</p>

備考

- 1 海外大会等遠征費用支援型及び強化練習費用支援型に係る補助金の総額は、補助事業者1人当たりそれぞれ150万円を限度とする。
- 2 外大会等遠征費用支援型において、大分県から補助金等の交付を受けて参加する大会については、補助の対象としない。また、競技団体、スポンサー等から補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費の額から当該補助金等の額を減じて得た額を補助対象経費とする。
- 3 強化練習費用支援型において、競技団体、スポンサー、大分県等から補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費の額から当該補助金等の額を減じて得た額を補助対象経費とする。
- 4 補助事業者が補助対象者でなくなった日以降に実施する事業は、補助の対象としない。

年 月 日

トップアスリート育成・支援事業補助金交付申請書

大分市長 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

トップアスリート育成・支援事業補助金の交付を受けたいので、トップアスリート育成・支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業の目的及び内容
- 2 交付を受けようとする補助金の額 円
- 3 補助対象事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

第 年 月 日
年 月 日

トップアスリート育成・支援事業補助金交付決定通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあったトップアスリート育成・支援事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、トップアスリート育成・支援事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

- 1 補助対象経費 円
- 2 交付決定額 円
- 3 補助の条件

年 月 日

トップアスリート育成・支援事業補助金概算交付申請書

大分市長 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けたトップアスリート育成・支援事業補助金について、概算による交付を受けたいので、トップアスリート育成・支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助事業名
- 2 概算交付を受けようとする理由
- 3 交付決定額 円
- 4 概算交付申請額 円

第 年 月 日
第 号

トップアスリート育成・支援事業補助金概算交付通知書

殿

大分市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をしたトップアスリート育成・支援事業補助金について、次のとおり概算で交付するので、トップアスリート育成・支援事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

- 1 補助事業名
- 2 交付決定額 円
- 3 概算交付額 円

年 月 日

トップアスリート育成・支援事業変更承認申請書

大分市長 殿

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けたトップアスリート育成・支援事業補助金に係る事業について変更をしたいので、トップアスリート育成・支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更事由

変更前	金額	円
	内容	
変更後	金額	円
	内容	

2 変更理由

トップアスリート育成・支援事業変更承認通知書

殿

大分市長



年 月 日付で交付の決定をした補助事業について、次のとおり変更を承認したので、トップアスリート育成・支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 変更を承認した内容

2 変更後の補助対象経費 円

3 変更後の交付決定額 円

4 補助の条件

年 月 日

トップアスリート育成・支援事業補助金補助事業実績報告書

大分市長 殿

補助事業者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けたトップアスリート育成・支援事業補助金に係る事業については、次のとおり実施したので、トップアスリート育成・支援事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

- 1 事業の成果
- 2 事業完了年月日
- 3 添付書類
 - (1) 事業報告書（様式第10号）
 - (2) 収支決算書（様式第11号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

第 年 月 日
第 号

トップアスリート育成・支援事業補助金額確定通知書

殿

大分市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をしたトップアスリート育成・支援事業補助金について、その額を次のとおり確定したので、トップアスリート育成・支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

1 補助事業名

2 交付確定額 円

年 月 日

トップアスリート育成・支援事業補助金交付請求書

大分市長 殿

補助事業者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けたトップアスリート育成・支援事業補助金について、トップアスリート育成・支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 円

2 振込先

振 込 先	金融機関名	
	支店名	
	種類	普通 当座
	口座番号	
	口座名義	(フリガナ) -----

※口座名義人は、補助事業者と同一名義としてください。